

千恵なる會社の兼謀は、全従業員を元々の奴隷にしようとするものだ。一般従業員諸君よ！組合に協力せよ。暴逆なる會社をして全従業員が幸福の爲めに屈辱せしめよ。

大正十五年四月廿五日

東電従業員組合争議團本部

東京市下谷區中街徳町三三三

要求書 (寫)

- 一 従業員が組合に加入したる故を以て殊更に壓迫せざることを。
 - 二 職務放棄首肯の復職。
 - 三 初任級壹圓拾錢を壹圓五拾錢としその他は此に準ずること。
 - 四 試用中の若しと並ちに辭令を交付すること。
 - 五 勤続三年未満の若し十年十日の割にて退職手当支給のこと。
- その他は現在の倍割とすること。

東電従業員組合兼謀要求ノ問題ニ関シ會社ハ其時機ニ非スト思惟スルカ故ニ断シテ之ヲ容認スル能ハサルモ待遇問題ニ付テハ嚮ニ聲明セルカ如ク既ニ之カ實行ニ着手セリ

従業員ニシテ組合運動ニ加入シタルモノト雖モ前陳會社ノ旨趣ニ順從ナルモノハ特ニ穩便ノ取計ヲナシ敢テ解職スルカ如キコトナカルヘシ
依テ従業員ハ舊ニ倍シ職務ニ励精セラレシコトヲ望ム

大正十五年四月

社長 神戸學 一